

自然環境保全調査実施要領

第1 目的

この要領は、岐阜県自然環境保全協定運用要領による自然環境保全調査の実施について必要な事項を定める。

第2 調査者の要件

調査をする者は、大学又は旧専門学校において自然科学系分野を専攻し、かつ卒後自然環境調査の実務経験が5年以上の者又はこれに準ずる者で当該地域を所管する岐阜地域環境室長又は県事務所長が適格と認める者とする。

第3 調査内容

調査項目は、植物及び動物とし、調査方法は、植物についての総合調査（文献・資料調査、現地調査）及び動物についての基礎調査（文献・資料調査）とする。ただし、基礎調査において貴重な動物種の確認記録があった場合は、その動物種についての現地調査を実施するものとする。

- 2 各項目の現地調査の方法については、別表－1に基づき実施するものとする。ただし、市街地にある農用地その他植生自然度（別表－2植生自然度区分表による。）が低い地域（1から3まで）にあってはこの限りでない。

第4 貴重な動植物等

貴重な動植物種等とは、別表－4に掲げるものとする。ただし、地域の実情に応じて適宜検討する。

第5 調査報告

調査報告書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、第3の2ただし書きの場合に第2に適合する調査者をもって事業区域全域を踏査した結果、第4の貴重な動植物等が確認されなかったときは、当該調査報告書をもって本調査に替えることができる。

- 1 調査者の履歴
- 2 文献・資料調査の結果
- 3 現地調査の詳細内容及び結果
- 4 別表－3に掲げる図面等
- 5 総合判定（保護・保全策の必要性）

附 則

この要領は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する

別表－1

項目：植物

調査項目 ・ 調査内容	1. 植物相 調査地域内に分布する植物の種類相、各種の分布量、生活力、分布域について調査する。 対象は、維管束植物門全種とし、必要に応じてコケ植物門、地衣植物門を加える。
調査の期間・頻度	年間を通じた期間とする。但し、多雪地域により、冬期調査が困難等、年間の調査を行うことが適当でないものについては、実情に合わせて実施するものとする。 草本相の把握のため、調査頻度については、開花期・結実期等を考慮して設定する。
調査方法	開発区域及びその周辺地域の地形や自然概況を勘案して調査ルートを設定し、ルートに沿って生育している植物の種を同定・記録するとともに、個々の種の主要な生育環境を記録する。これらに植生調査時に記録した種を加え、植物目録リストを作成する。 代表的な植物相については現況写真を撮影する。
調査地域等	調査地点、調査ルートは、現存植生の分布状況及び植物相を勘案し、開発区域及びその周辺地域の植物相が把握できるよう設定する。

調査項目 ・ 調査内容	2. 植生 調査地域内に分布するすべての植物群落・群集等について、その組成、構造、立地条件等を調査する。
調査の期間・頻度	年間を通じた期間とする。但し、多雪地域により、冬期調査が困難等、年間の調査を行うことが適当でないものについては、実情に合わせて実施するものとする。
調査方法	調査方法は、基礎調査、空中写真等調査及び現地調査とする。 現地調査は、ブラウーンブランケによる全推定被度（優占度）及び活力度を測定する。 調査票は、植生調査票を使用し、植生断面図等も記録する。
調査地域等	調査地域は、開発区域及びその周辺とする。 調査地点は、分布が予測される植物群落・群集等の単位ごとに可能な限り複数地点とする。 調査面積は、以下のとおりとする。 高木林（亜高木層を含む） …150～500㎡ 低木林（下層は草本層のみ） …50～200㎡ すすき草原（高茎草原） …25～100㎡ シバ草原（低茎草原） …10～25㎡ 耕地雑草 …25～100㎡ コケ群落 …1～4㎡ 地衣群落 …0.01～1㎡

調査項目 ・ 調査内容	3. 貴重な植物種 貴重な植物種、植物個体及び植物群落の分布状況及び特性、生育環境を調査する。
調査の期間・頻度	年間を通じた期間とする。但し、多雪地域により、冬期調査が困難等、年間の調査を行うことが適当でないものについては、実情に合わせて実施するものとする。
調査方法	調査方法は、現地調査とし、植生調査表、植生断面図等を作成し、その貴重度により整理する。また現況写真、生育状況の概要表、確認位置図及び分布範囲図を作成する。
調査地域等	調査地点は、植生の分布状況及び植物相を勘案し、開発区域及びその周辺地域とする。

調査項目 ・ 調査内容	4. 潜在自然植生 開発区域及びその周辺の潜在自然植生を推定する。
調査の期間・頻度	—
調査方法	1 から 3 の調査結果を分析し、潜在植生を推定し、潜在自然植生図を作成する。
調査地域等	—

項目：動物

調査項目 ・ 調査内容	1. ほ乳類 基礎調査において確認された貴重なほ乳類種について生息状況及び繁殖地、営巣地等の生息環境を調査する。
調査の期間・頻度	年間を通じた期間とする。ただし、多雪地域により、冬期調査が困難等、年間の調査を行うことが適当でないものについては、実情に合わせて実施するものとする。
調査方法	調査方法は、現地調査（聞き取り調査を含む。）とする。 現地調査の手法は、フィールドサイン法（食痕、糞、足跡の形跡調査等）、トラップ法（原則として捕殺以外の調査とする。ただし、ネズミ・モグラ類はこの限りではない。）による。
調査地域等	調査地域は、開発区域及びその周辺とする。 調査地点は、生息環境の状況を勘案し、生息状況が的確に把握できるように設定する。

調査項目 ・ 調査内容	2. 鳥類 基礎調査において確認された貴重な鳥類種について生息状況及び繁殖地、営巣地等の生息状況を把握する。
調査の期間・頻度	年間を通じた期間とする。ただし、多雪地域により、冬期調査が困難等、年間の調査を行うことが適当でないものについては、実情に合わせて実施するものとする。 貴重な猛禽類が確認された場合には、その生息状況に応じ調査期間を検討するものとする。
調査方法	調査方法は、現地調査（聞き取り調査を含む。）とする。現地調査は視聴覚によるラインセンサス法及び拠点センサス法の調査方法による。 貴重な猛禽類が確認された場合には、その生息状況に応じ調査方法を検討するものとする。
調査地域等	調査地域は、開発区域及びその周辺部とする。 調査地点は、生息環境の状況を勘案し、生息状況が的確に把握できるように設定する。

調査項目 ・ 調査内容	3. 両生類・は虫類 基礎調査において確認された貴重な両生類・は虫類種について生息状況を把握する。
調査の期間・頻度	地域の特性及び確認適期を考慮して、調査項目・調査内容が把握できる期間及び頻度を設定する。
調査方法	調査方法は、現地調査とし、任意観察調査法による。
調査地域等	調査地域は、開発区域及びその周辺とする。 調査地点は、生息環境の状況を勘案し、生息状況が的確に把握できるように設定する。

調査項目 ・ 調査内容	4. 水生生物（藻類を除く） 基礎調査において確認された貴重な水生生物種について生息状況及びを把握する。
調査の期間・頻度	地域の特性及び確認適期を考慮して、調査項目・調査内容が把握できる期間及び頻度を設定する。
調査方法	調査方法は現地調査とし、投網、タモ網、刺し網等による採取、目視あるいは潜水調査等による。
調査地域等	調査地域は、開発区域及びその周辺とする。 調査地点は、生息環境の状況を勘案し、生息状況が的確に把握できるように設定する。

調査項目 ・ 調査内容	5. 昆虫類 基礎調査において確認された貴重な昆虫種について生息状況及びを把握する。
調査の期間・頻度	地域の特性及び確認適期を考慮して、分布状況を把握できる期間及び頻度を設定する。
調査方法	調査方法は現地調査とし、任意観察調査法、ビーティング法、スウイーピング法、トラップ法（ライトトラップ、ベイトトラップ等）による。
調査地域等	ほ乳類に準ずる。

別表－2

植生自然度区分表

植生自然度	概 要	備 考
10	自然草原 (自然草原・湿地)	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区（9, 10は自然性の高さにおいて同じランク）
9	自然林(極相林又はそれに近い群落構成を示す天然林)	エゾマツ-トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	二次林(自然林に近いもの)	ブナ、ミズナラ再生林、シ・カ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリ-ミズナラ群落、クヌギ-コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	造林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑針葉樹等の植林地
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原
3	農耕地	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	農耕地	水田、畑地等の耕作地、緑の多い住宅地（緑被率60%以上）
1	市街地、造成地	植生のほとんど残存しない地区

*環境庁の植生自然度区分（1976）による。

別表－ 3

報告書に添付する図面等

項 目		添 付 図
植 物		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現存植生図（縮尺5000分の1以上の地形図使用） ・ 調査地点又は調査ルート的位置図 ・ 貴重な植生の分布図（縮尺5000分の1以上） ・ 潜在自然植生図（現存植生と相違がない場合は省略） ・ 確認種一覧表 ・ 植生調査票 ・ 状況写真
動 物	ほ 乳 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査地点又は調査ルート的位置図 ・ 分布図 ・ 確認種一覧表 ・ 貴重種の生息地等の位置図 ・ 状況写真
	鳥 類	ほ乳類に準ずる。
	両生類・は虫類	ほ乳類に準ずる。
	水生生物	ほ乳類に準ずる。
	昆 虫 類	ほ乳類に準ずる。

別表－４

貴重な動植物種等

区 分	対象要件
植 物	<ul style="list-style-type: none">・「文化財保護法」に基づく天然記念物、特別天然記念物・「岐阜県文化財保護条例」、「市町村の文化財関係条例」に基づく天然記念物・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種・「岐阜県希少野生生物保護条例」に基づく指定希少野生生物・「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト(レッドリスト)」に記載の種・「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物―岐阜県レッドデータブック―」に記載の種・「特定植物群落」（自然環境保全基礎調査）に記載の群落・その他、地域の状況を勘案し上記に準ずるもの
哺 乳 類	植物に準ずる
鳥 類	植物に準ずる
両生・は虫類	植物に準ずる
淡 水 魚 類	植物に準ずる
昆 虫 類	植物に準ずる